少年警察活動規則の一部を改正する規則案についての会長声明

2007年(平成19年)9月6日、少年警察活動規則の一部を改正する規則案(以下「規則案」という。)が警察庁から公表された。

規則案では、警察官が、非行事実の有無のみならず、触法少年の要保護性についても「詳細に」調査することとしている点で、捜査機関である警察の本来的な役割を逸脱していると考えられるほか、警察官が少年への調査を開始するにあたって、少年に対し付添人選任権や供述拒否権につき告知する規定が設けられていない。また、本年改正された少年法第6条の3で触法少年にかかる事件の調査について弁護士付添人の選任権が認められたが、この規定案には調査の際における立ち会い者の例示の中に弁護士付添人が明記されていない等の問題点が見受けられる。

また、少年法改正に関する国会審議において、ぐ犯少年である疑いのある者に対する警察の調査権限条項が削除された経過に照らし、規則案第三章第三節「ぐ犯調査」の規定は、国会で削除されたぐ犯の疑いのある者に対する警察官の調査権限の復活に他ならず、削除すべきである。

少年は警察官に迎合した供述を行いやすく、被暗示性や被誘導性が強いことに鑑み、警察官が少年に対して質問を行うに際しては、ビデオテープに録画する等して調査過程の可視化を行う旨明記すべきであり、少年に対する調査については、発達心理学等の所見に立脚した詳細なガイドラインを制定すべきである。

また、規則案第22条では、第1項2号で「前項に掲げるもののほか、当該少年に保護者がないとき又は保護者に監護させることが不適切であると認められるとき」に児童相談所に通告すると規定されているが、この内容では第1項1号の触法少年場合には児童相談所への通告が不要であると解釈する余地を残している。仮に第1項1号の触法少年の場合であっても児童福祉法第25条の要保護児童に該当する場合には児童相談所への通告は必要であって、触法少年の児童相談所への通告については、児童福祉法による手続との関係を明確にすべきである。

以上、規則案には不適切な点や不十分な点があり、当会は、これらを修正することを強く求めるものである。

以上

2007年(平成 19年)10月4日 大阪弁護士会

会長山田庸男